

暴風警報、特別警報発表時の授業について

暴風警報、特別警報が発表された場合は、テレビ・ラジオのニュースに注意し、下記の指示に従って行動してください。たくさんの電話がかかりますと、電話回線が混乱して必要なところに連絡できなくなります。学校には問い合わせの電話をしないようにしてください。 ご協力をお願いします。

●**午前7時現在**、泉州地域のいずれかの市町において暴風警報、特別警報が発表中である場合は、登校を見合わせる。暴風警報、特別警報が発表中である場合は、授業を行わない。また、登校途中で、暴風警報、特別警報が発表された場合は、各自で判断して、安全な場所で待機すること。

① **午前8時30分まで**に解除された場合は、**3限**開始時刻より、

この日の3限目から6限目(7限目)までの時間割で授業を行う。

② **午前10時まで**に解除された場合は、**5限**開始時刻より、

この日の5限目から6限目(7限目)までの時間割で授業を行う。

③ **午前10時を過ぎて**も暴風警報や特別警報が解除されない場合は、当日は**休校**とする。

【午前中授業日および定期考査期間の場合、上記①②③に関しては以下のとおりとする】

① **午前7時30分まで**に解除された場合は、**2限**開始時刻より、この日の2限目から

4限目までの時間割で授業を行う。(定期考査の場合は、2限開始時刻より、この日のすべての考査を行う)

② **午前8時30分まで**に解除された場合は、**3限**開始時刻より、この日の3限目から

4限目までの時間割で授業を行う。(定期考査の場合は、3限開始時刻より、この日の1限目と2限目の考査を行う)

③ **午前8時30分を過ぎて**も暴風警報や特別警報が解除されない場合は、

当日は**休校**とする。

※その他、大阪府教育委員会が休校を発表した場合(テレビ・ラジオ等によって)は、上記にかかわらず休校とする。

※暴風警報、特別警報発表の有無にかかわらず、JR阪和線(鳳～日根野)が運行を見合わせている場合は、上記と同じ対応を行う。